

具体的かつ詳細な随意契約理由について(工事)

No.	案 件 名 称	工事種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	阿倍野消防署外壁その他改修 工事(緊急)	02 建築工事 A 建 築工事	(株)プリモ	3,267,000円	令和6年8月8日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第5号 (緊急の必要による場合)	別紙のとおり	

随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野消防署外壁その他改修工事（緊急）

2 契約の相手方

株式会社プリモ

3 随意契約理由

本工事は、令和6年5月28日発生した大雨警報を伴う雨により阿倍野消防署北側外壁面の老朽箇所から建物内部へ漏水が発生、以降漏水が継続して発生し6月下旬頃には外壁面付近に設置される消防情報システム盤内にまで漏水侵入する状況となり、消防情報システム盤に障害が発生するおそれがあるため、早急に外壁改修工事を行うものである。

漏水の影響を受けた消防情報システム盤は、消防局本部で119番通報を受けた際の各消防署所へ災害現場への出場指令を行うシステムを構成するものであり、漏水により当該システムに障害が発生した場合、消防局本部から消防署への指令伝達体制に支障をきたすこととなる。

上記業者は消防局において定める「緊急業者リスト」において建築一式工事の契約実績を有する事業者のうち今回の改修工事にあたり見積価格が最も低く、かつ緊急に対応することが可能であることから、上記業者を契約相手方として緊急特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6152）